



# キャスト・ミャンマー・ニュース MYANMAR NEWS

2014年9月5日号  
[2014] 010

## 外国投資法・規制業種リスト等の改正



弁護士法人キャスト  
弁護士 外山香織  
キャストコンサルティング(ミャンマー)有限会社  
コンサルタント シュエ・ウィ・イー

2012年外国投資法（「外国投資法」）の規制業種、許可条件等について定めた命令通知書（ミャンマー投資委員会・命令通知書番号49～51/2014・以下「改正通知書」）が、2014年8月26日、ミャンマー投資委員会（MIC）より発表されました。改正通知書においては、規制業種の数が大幅に削減され、改正通知書記載のビジネス・リストに記載されていない事業であれば100%外国資本による投資が可能であることが条文上明記されました（ミャンマー投資委員会・命令通知書49/2014・第2条）。その他の主要な変更点は以下のとおりです。

### (1) 規制業種の大幅な削減

従前の命令通知書（ミャンマー投資委員会・命令通知書番号1/2013）では、規制対象事業を①許可できないビジネス、②合弁でのみ許可されるビジネス、③特別に規定する状況で許可されるビジネスの3つの類型に分類し、①として21種類、②として42種類、③として142種類の事業が記載されていました。改正通知書では、①が11種類、②が30種類、③が64種類に削減されています。

上記③のうち、「関連省での所見で実行できるビジネス・リスト」には、農業灌漑省、鉱山省、電力省等の13の省が所見を求める省庁として挙げられていたところ、改正通知書では8つの省に削減され、鉱山省、電力省、建設省、エネルギー省<sup>1)</sup>、ホテル・観光省

<sup>1)</sup> 削除されたエネルギー省所轄の石油化学関係事業は、新たに「他の許可で実行できるビジネス・リスト」に加えられてエネルギー省との合弁でのみ実行可能とされ、上記②合弁でのみ許可されるビジネスとされていたニュータウン開発事業は、上記③特別に規定する状況で許可されるビジネスに移され、政府との合弁に加え、建設省の所見で実行されなければならないと規定される等、条件等の見直しも行われています。

は対象省から削除されています。また、上記③のうち、「他の許可で実行できるビジネス・リスト」は大きく見直され、従来掲載されていた小売業、卸売業、ホテル業等が削除されました。これにより、法律上は、ホテル（従前は3つ星以上のみ）については星の数にかかわらず、小売業（従前は大規模小売のみ）については事業規模にかかわらず100%外資による投資が可能となりました。

## (2) 関税・商業税の減免措置を行わないビジネスの規定

外国投資法第12条(j)は、税の減免を許諾する必要のないビジネスの規定をMICに義務付けています。本条項に関連して、今回の改正通知書において、関税及び商業税の減免措置を行わない事業として、酒・ビール・タバコの製造及び関連サービス、車両修理等サービス、建物の建設・販売、車両・機器のレンタルサービス、レストラン・飲食品販売等の9種類の事業が規定されました（ミャンマー投資委員会・命令通知書51/2014 第1条。公布後にMICに許可される事業にのみ適用）。

上述のとおり規制対象業種は削減された一方で、従前の上記③のうち「関連省での所見で実行できるビジネス・リスト」において規定されていた許可のための諸条件が削除される、「他の許可で実行できるビジネス・リスト」記載の事業はすべて政府（関連事業局）との合弁によることが求められるものの大半の事業について合弁比率が記載されていない等、許可条件等に関する不透明さが残されています。

したがって、MICの投資許可申請を検討するにあたっては、今後も関係省庁やMICに対する事前照会が依然として不可欠であるといえます。

以上

---

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

|   |
|---|
| <p><b>キャストコンサルティング（ミャンマー）有限公司</b><br/>No.244/254, Room(102), 10 floor, Mingalar Condo, Seikkantha Street(Upper), Kyauktada Township, Yangon, Myanmar<br/>TEL +95-1-392789~90      担当：シュエ、ノー<br/>E-mail : <a href="mailto:info@cast-consulting.com.mm">info@cast-consulting.com.mm</a></p> |
|---|

※1 本資料におけるミャンマー法に関する情報は、法文の記載内容、ミャンマーにおける関係局への聴取結果によります。

※2 本資料に関する著作権は弊社グループ又は弊社グループに所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。

【キャストグループ】 法務・労務・会計・税務のワンストップサービス <http://www.cast-group.biz/>  
ヤンゴン 東京 大阪 北京 大連 上海 蘇州 広州 深セン 香港 ホーチミン